

医療費助成制度の充実強化を求める意見書

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、都道府県により補助内容は様々である。市町村においては、少子化が進む中で住民要望によりさらに単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、少子化対策に関する地域間格差が生じている。宮城県においては、仙台市を除く全市町村で対象年齢を18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

また、子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付を実施しているが、一方で母子・父子家庭医療費助成制度及び障がい者医療費制度においては、県内の多くの市町村で、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後当該自己負担相当額の助成を受ける償還払となっており、受給者に一時的ではあるものの経済的な負担と手続きの煩雑さが生じている。県の調整による県内統一した取組が望まれる。

よって、県においては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 県は、市町村が行う子ども医療費助成事業への補助について、早急に18歳までの対象年齢の引上げ及び所得制限撤廃等の支援を行うこと。
- 2 県は、母子・父子家庭医療費助成制度及び障がい者医療費助成制度においても、助成方法を償還払から現物給付に円滑に移行できるよう、県全体の調整を図ること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

大崎市議会議長 後藤 錦信

宮城県知事 殿